

学童保育の職員配置、待遇改善に関する意見書

学童保育（放課後児童クラブ）は、児童にとって放課後や長期休みに家庭のかわりに安全に安心して過ごせる「生活の場」である。児童の安全を確保するために児童を見守る職員の体制は万全でなくてはならない。さらに児童を取り巻く家庭の状況が多様化し、共働き世帯が増えている社会状況の中で、学童保育に対するニーズや求められる役割がましてきている。そのため、放課後児童支援員等については、研修等により資質を高めることが必要とされている。これらの職員の配置等については、国が基準を決め、区市町村が学童保育に関する条例を定める際に「従うべき基準」とされている。

その基準について、国は、来年の通常国会で児童福祉法を改正し、「従うべき基準」を「参酌化する」という方針を示した。「従うべき基準」を緩和することで、資格者がいなくても運営ができるようになれば、安全性が低下する恐れがある。人員確保が難しいからといって基準の緩和をするのではなく、待遇の改善をすべきである。

よって、町田市議会は国に対し以下の事項について求める。

- 1 学童保育の職員配置基準等に係る「従うべき基準」については、児童の安全が確保されるよう堅持すること。
- 2 放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善のさらなる対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。